相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県塩竈市清水沢一丁目一八五番地四、最後の住所宮城県塩竈市清水沢一丁目二七番七号　被相続人　亡　佐藤　憲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十四日

仙台市青葉区五橋二―一〇―一三ダイアパレス五橋二〇三

相続財産管理人　伊藤　恒幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市曲輪町九番地、最後の住所群馬県伊勢崎市曲輪町九番六号

被相続人　亡　石橋伊佐男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十四日

事務所群馬県伊勢崎市宮前町一五三五番地三四

相続財産管理人　司法書士　高橋　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市新田町一番地一〇、最後の住所群馬県前橋市下長磯町一九六番地五

被相続人　亡　茂木　宗臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十四日

事務所群馬県前橋市昭和町三丁目二八番一二号

相続財産管理人　司法書士　板倉　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区岩淵町三九番、最後の住所東京都北区岩淵町三九番一八―六〇一号カルム赤羽・戸塚方　被相続人　亡　髙橋　康行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十四日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛知郡長久手町大字岩作字東島四六番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　浅野　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十四日

名古屋市千種区内山三丁目一〇番一七号今池セントラルビル三階蜂須賀法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中根　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市平野区長吉出戸四丁目五番、最後の住所大阪府東大阪市若江南町三丁目七番七号特別養護老人ホームアンパス東大阪

被相続人　亡　宮下　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十四日

大阪市北区西天満四―一〇―一九―六〇三

相続財産管理人　福谷　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市焼山泉ヶ丘二丁目五番地九五、最後の住所広島県呉市焼山本庄五丁目三番一二号

被相続人　亡　佐々田雅俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十四日

広島県呉市東辰川町一番二〇号

相続財産管理人　久保　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区江波本町六六九番地、最後の住所広島市中区大手町五丁目六番一五号

被相続人　亡　恵南　増夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十四日

事務所広島市中区中町七番三五号　和光中町ビル五階　相続財産管理人　呂　民愛

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十二年九月十四日

一　墳墓等所在地　東京都台東区西浅草一丁目六番一二号

一　墳墓等の名称　平澤家　加藤家　伊藤家　増田家　安田家　越後屋家

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都台東区西浅草一丁目六番一二号　真宗　大谷派　来應寺　住職　堀　秀之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十五頁に掲載されています。

平成二十二年九月十四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

新木場ロジスティック特定目的会社

取締役　カマル・パワ

取締役　松村　史代

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億五千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十五頁に掲載されています。

平成二十二年九月十四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

浦安ロジスティック特定目的会社

取締役　カマル・パワ

取締役　松村　史代

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十七億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十三頁に掲載されています。

平成二十二年九月十四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

新砂ロジスティック特定目的会社

取締役　カマル・パワ

取締役　松村　史代

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十六頁に掲載されています。

平成二十二年九月十四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

辰巳ロジスティック特定目的会社

取締役　カマル・パワ

取締役　松村　史代

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億八千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十六頁に掲載されています。

平成二十二年九月十四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

成田ロジスティック特定目的会社

取締役　カマル・パワ

取締役　松村　史代